

## 平成 2 9 年 度 事 業 計 画

### 【 基本方針 】

平成 2 8 年度に障害者差別解消法が施行され、この法律を実効性のあるものにするために基本方針や行政機関における職員の対応要領が作成され、また、事業者が守るべき対応指針も示されています。平成 2 9 年度は、この法律が真に実効性あるものになって行っているのか、条文として不足はないのか、上乘せ条例は必要ないのか等を障害者自ら考えなければならない年です。行政に要望するだけでなく、自分たちの問題として主体的に考え、行動していくことが求められています。

また、当協会の組織改正について昨年度検討してきましたが、当面は社会福祉法人として活動していくこととしたところです。しかしながら、当協会の抱える課題が解決したわけではなく、引続き、会員の高齢化と減少傾向、それに伴う会費の減少等々難しい課題についての対応を検討していく必要があります。今年度からの社会福祉法人の制度改革により、理事や評議員の権限、員数等が大幅に変更になり、従来の組織運営とは大きく異なることになり、より厳格さが求められます。これを機に、会員一人一人が組織運営や会員拡大についての認識を一層深めて取り組んでいく必要があります。

更に、本協会の大きな事業である福祉大会と体育大会、昨年度は鳥取県中部地震で止むを得ず中止した福祉大会を成功裡に終わらせ、また、他の障害者団体との連携等従来進んでいなかったことも進めていく必要がありますし、鳥取県内の身体障害者の仲間が一同に集い、一緒に身体を動かし、交流できる貴重な場である体育大会も参加者を増やしていく必要があります。

### 【 重点目標 】

- 1 本協会の在り方検討
- 2 組織体制の強化と会員の加入促進
  - ・ 未加入者に対する加入勧誘（取り分け、若年層の勧誘）
  - ・ 行政への協力依頼（窓口でパンフレットを渡していただく等）
- 3 国市町や関係公共団体等に対する要望活動
- 4 障害者社会参加事業の掘起こしと推進
- 5 自主財源確保策の推進（収益事業の積極的な取り組み）
  - ・ 賛助会員の確保

## 【 実施事業 】

### 1 評議員会、理事会等の開催

- (1) 評議員会：定時評議員会1回（6月まで）、必要に応じて、随時
- (2) 理事会は、定例会3回（5月、8月、3月）、必要に応じて随時  
監事は理事会へ出席義務あり。
- (3) 正副会長会は、必要の都度

### 2 身体障がい者福祉大会

- (1) 第58回鳥取県身体障がい者福祉大会（県、米子市補助事業）  
11月30日（木） 米子コンベンションセンター
- (2) 第43回中・四国ブロック身体障害者福祉大会  
11月14日（火） 会長、事務局長会議（高知市、山翠園）  
15日（水） 大会（高知市、県民文化ホール）
- (3) 第62回日本身体障害者福祉大会 ぎふ清流大会  
5月31日（水） 岐阜県

<参考> 県民総合福祉大会 9月1日（金） 未来中心

### 3 スポーツ大会

- (1) 第55回鳥取県身体障がい者体育大会（県・米子市補助事業）  
9月14日（木） 米子市民体育館（どらどらパーク内）
- (2) 地区スポーツ大会  
各地区で随時開催
- (3) グランドゴルフ大会（障害者社会参加推進センター助成事業）  
10月14日（土） 潮風の丘とまり

<参考>

地区スポーツ教室

東・中・西部で開催（当番市町は、持ち回り）

… 財源は、身障者スポーツ協会（県身障協は通らない。）

### 4 生活訓練事業（県委託事業）

- (1) 日常生活訓練事業（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県腎友会）
  - ・ 当協会の生活訓練（研修会）は、当協会が推薦した行政の各種役員の方々に会議の状況等を報告していただき、行政との関わりや当協会の在り方（身障者にとってどうあるべきか、どのような存在か等）を考える。
- (2) オストメイト日常生活訓練事業（日本オストミー協会鳥取県支部）
- (3) 聴覚障害者日常生活訓練事業（鳥取県聴覚障害者協会）
- (4) 在宅重度障害者社会参加促進事業（日本筋ジストロフィー協会鳥取県支部）

(5) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（鳥取県清音会）

## 5 身体障害者相談員支援体制強化事業

(1) 第19回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会

10月12日（木） 香川県

(2) 鳥取県身体障害者相談員研修会（相談員連絡協議会総会と同日開催）

7月 中部

## 6 鳥取県障害者社会参加推進センター設置事業（県委託事業）

障がい者の地域における「自立と社会参加」を促進するため、三障害（身体、知的、精神）を対象とした事業を検討、展開する。

(1) 鳥取県障害者社会参加推進協議会の開催（2または3月）

(2) 鳥取県障がい者作品展

10月～11月30日の間に東・中・西部で開催

（平成28年度は、NHK鳥取局ロビー、県民ふれあい会館）

(3) 広報紙「ぴよんぴよん鳥取」の発行

(4) 鳥取県障がい者グラウンドゴルフ大会への助成（10月）

## 7 国・県等への要望活動

国等への要望書の提出（中四国で協議、日身連を通して）

県議会各党への予算、制度等の要望（例年、11月提出、12月説明）

## 8 広報活動

(1) 広報紙「青空」の発行 年2回（従来、年1回）

(2) 日身連機関紙「日身連」の配布 月1回

(3) 報道機関への情報提供 随時（トピックの都度）

(4) HPによる情報発信

(5) 協会パンフレットを活用したPR

(6) 「ぴよんぴよん鳥取」の発行（センター事業）

## 9 自主財源の確保

(1) 賛助会員の確保（賛助会員費を負担してもらう）

(2) 日身連収益事業所が行う物品斡旋手数料の増

(3) 麺製品等の販売斡旋促進による手数料の増

(4) 自動販売機の設置

清涼飲料水の自動販売機設置による財源確保（現在2台）→台数増を

(5) JRジパング倶楽部（特別会員）入会・更新の斡旋

(6) その他